

「第10回特別弔慰金」の
請求はお済みですか

戦後70周年にあたり、改めて弔慰の意を表し、戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給します。

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給します。

◆支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で次に該当する方

- (1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者などの子
- (3)戦没者などの

- ①父母 ②孫 ③祖父母

④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなど、要件を満たしているかによって順番が入れ替わります。

(4)前記(1)から(3)以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続

き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円
5年償還の記名国債

◆請求期間

平成30年4月2日まで

◆請求窓口

- 本庁健康福祉課福祉係
 - 佐賀支所 地域住民課
 - 総合窓口第2係
- お問い合わせ
本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

平成28年度 戦没者遺児による
慰霊友好事業の参加者募集

(財)日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象に、父などの戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的に、厚生労働省から補助を受け実施しています。

◆訪問予定地域(申込期限)

- ①トラック・パラオ諸島(8月1

- 日) ②東部ニューギニア(8月12日・12月5日) ③ボルネオ・マレー半島(8月24日) ④フィリピン(9月5日・1月10日) ⑤ソロン諸島(9月20日) ⑥ミャンマー(9月28日・12月14日) ⑦台湾・バシー海峡(12月1日) ⑧中国(1月23日)

※詳しくは、(財)日本遺族会事務局(☎03-3261-552

1)までお問い合わせください。

◆申込先 高知県遺族会

☎088-884-8700

◆参加費 10万円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

第65回
社会を明るくする運動



7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です。

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くため、「出所者などの事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」、「帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人の

数を減らすこと」「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」を重点事項に掲げ、全国的に運動を展開します。

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(課直通)

手話奉仕員養成講座(入門課程)
を受講しませんか

この講座は、手話を学ぶことを通して聴覚障がい者への理解を深め、日常生活に必要な手話の技術を習得するために開催します。

◆期間 10月4日(火)～平成29年2月21日(火)

毎週火曜日午後7時～9時(全19回)

※3分の2以上の出席が必要。

◆場所 保健福祉センター

1階(本庁前)

◆募集人員 20人程度

◆町内に在住・在勤・在学する15歳以上の方

◆費用 無料

※ただし、テキスト代3240円が必要。

◆申込方法 9月12日(月)までに

申込書に必要事項を記入して黒潮